

平成 29 年度 第 3 回特別職報酬等審議会（会議要録）

1. 日 時 平成 29 年 11 月 14 日（火） 午後 7 時 01 分～8 時 46 分
2. 場 所 中野区役所 4 階 庁議室

3. 出席者(9名)

(1) 委員（五十音順：敬称略）

石川 宏 稲尾 公貴 櫛田 正昭 櫻井 英一 鈴木 和子
福原 紀彦 星野 新一 真先 薫 吉川 信將
(欠席 林 香江)

(2) 招聘

高橋副参事（子ども教育経営担当）

(3) 事務局

朝井経営室参事（経営担当）、事務局職員

4. 議 題

- (1) 教育委員会の活動状況等について
- (2) 配布資料の説明等について
- (3) 議員報酬及び区長等の給料の適否について（審議）
- (4) 答申へ向けての意見集約

(1) 教育委員会の活動状況等について

会 長

それでは、定足数に達しておりますので、開会させていただきたいと存じます。
お手元の次第の順に審議会を進行いたしたいと思えます。

前回審議に当たりまして、やはりメンバーが交代をいたしましたので、教育委員会から関係者をお招きしてお話を伺っておいたほうがいいのではないかというご意見に基づきまして、事務局で調整をさせていただきましたところ、本日、教育委員会事務局子ども教育経営担当の高橋副参事にご出席をいただくことができました。

まず、審議会で教育長の給料月額をこの後審議するに当たりまして、教育委員会の活動内容について、高橋副参事からお話を伺っておきたいと存じますので、それから始めさせていただきます。審議へと移らせていただきたいと思います。要領よくご説明いただいた後、必要な質疑をいたしたいと思えます。

では、今のような趣旨に従いまして、教育長の給与等を審議いたしますに当たって、必要な教育委員会の活動内容についてご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

資料は、初回配付の 12 番です。

高橋副参事

よろしくお願ひいたします。教育委員会事務局子ども教育経営担当の高橋と申します。資料に基づきましてご説明を申し上げたいと思います。

～教育委員会の活動状況等の説明～

<教育委員会の活動状況等を説明（要点）>

- ・ 教育委員会の構成(平成 29 年 4 月 1 日現在)は、教育長が 1 名、常勤の特別職で任期は 3 年。教育委員は 4 名、非常勤の特別職で任期は 4 年。事務局職員が 66 名、学校職員が 855 名となっている。
- ・ 教育委員会の職務権限は、学校等の設置、管理及び廃止に関する事等である。
- ・ 教育委員会は、原則毎週金曜日に定例会を開催している。また、緊急を要する議題がある場合などには臨時会を開催している。また、対話集会、懇談会を開いており、内容は、小・中学校校長会意見交換会、PTA 連合会の懇談会、児童・生徒の対話集会などである。
- ・ 教育長の役割は、教育委員会の代表という役割。また、2 つ目に教育委員会の会議の司会及び事務の執行、3 番目に教育委員会の権限に属する事務の執行、4 番目として教育委員会の臨時代理という役割を担っている。
- ・ 教育長の活動実績は、教育委員会の代表としての教育長の役割のほか、教育に関する行事や、会合への参加、講演などの活動を行っている。また、そのほか区の政策決定過程への参画もしている。
- ・ 各種行事、会合等へは、年間 90 回程度の活動に参加している(平成 28 年度実績)。主な活動内容としては、区立小・中学校への訪問、入学式・卒業式への参加など、多岐にわたる活動に参加をしている。また、区の政策方針を審議する会議等への出席状況については、予算調整、行政評価、業務改善、区の計画の策定、政策会議、庁議等の参加をしている。
- ・ 中野区では、平成 23 年度から 18 歳未満の子どもへの政策を担当する部門を一本化して、一貫した教育と福祉サービスが提供できるよう子ども教育部を設置している。この子ども教育部と教育委員会は実質上一体として運営されており、子ども教育部を統括する役割も教育長は担っている。
- ・ 教育委員会所管施設としては、小学校 23 校、中学校 11 校、幼稚園 2 園、図書館 8 館、軽井沢少年自然の家、教育センターがある。
- ・ 子ども教育部所管の施設としては、区立保育園が 20 園、私立保育園 34 園、認証保育所 16 か所、小規模保育施設 13 か所、家庭的保育事業 11 か所、事業内保育事業 1 か所がある。

会 長

どうもありがとうございました。平成 27 年 4 月に法令の改正によりまして、新たに教育長の職につきましての位置づけが変わりましたほか、中野区では特別に子ども教育部ともあわせて統括するという形で位置づけられているということがポイントでございました。

さて、限られた時間でございますが、各委員から何かご質問いかがでしょうか。

吉川委員

教育長の選任方法と、あとどのような方がなられているのかをお教え願えれば。

高橋副参事

教育長につきましては、議会の同意を得て、区長が任命する形になってございます。選任につきましては、教育の領域に精通しているというところ、また、教育行政をつかさどるところで行政実務にも精通しているという、その2点を兼ね備えた方が選任されるということでございます。

吉川委員

現在なられている方は、校長の経験者とかそういう方ですか。

高橋副参事

現在、田辺教育長が就任されておりますけれども、田辺教育長の場合は行政の経験の中で、子ども家庭部など子どもに関係する部署を歴任されまして、現在の任になっているところでございます。

会 長

いろいろな自治体がそれぞれの教育長を、教育現場から登用される場合もあれば、中野区のように教育行政の経験を踏まえて就任される場合もあるということです。

櫛田委員

教育委員もご紹介いただけますか。今、4人いらっしゃるのですけれども、前歴を。

高橋副参事

現在の教育委員は、小林委員、伊藤委員、渡邊委員、田中委員になりますけれども、教育関係で過去に校長先生など、また指導室長などを歴任された方ですとか、あとは学校の心理的な指導というところに携わっていらっしゃる方、また、医師で、医学、公衆医、公衆衛生というようなところで携わっていらっしゃる方、また歯科医として同じように携わっている方、その方々が今任命されてございます。

鈴木委員

教育委員の方も区長が選任なさるのですか。

高橋副参事

委員につきましても、教育長と同じように人格が高潔で教育、学術、文化に関し識見を有する者の中からということで、今申し上げた区長が、議会の同意を得て任命をするということでございます。

石川委員

新教育長の制度というのは一昨年ですかね。

会 長

27年ですね。

石川委員

そのときに新教育長に来ていただいて、お話をお伺いしたと同時に、新制度の説明も受けたのですが、その中で従前の教育委員長と教育長の2本立ての責任の所在がいまひとつはっきりしない部分を一本化するために、新教育長が、代表という形になったということをお伺いして、その背景の1つとして、やはり全国のいじめ問題が顕在化しているというような情報があるとお伺いしたのですが、中野区としていじめ問題に対応をするために、何らかの予防的な方策は何かやっているのでしょうか。

高橋副参事

予防的な措置としては、まず、教員が毅然とした態度で、いじめというものがいけないというところを理解し、それを実践すること。また、その予兆があった場合の適切な措置がとれるような組織的な対応の充実、それをしっかり行うためのマニュアルの作成、そのようなところを教育委員からも指摘があり、実際に実践をしているところです。

石川委員

今、マニュアルとおっしゃいましたけれども、そのマニュアルというのは実際、作成されて、それをどうしているのか。学校に配付しているのですか。

高橋副参事

マニュアルについては、現在も新しいものを作成しております。それは作成するだけでなく、研修も含めて、文字だけではない形で実践されるように、取り扱いをしているところでございます。

石川委員

研修というのは、学校の例えば校長先生とか職員を集めてということになるのですか。

高橋副参事

全員が参加する、一堂に集まるということはなかなか難しいところがございますので、学校長あるいはいじめ関係を担当する教員が参加して、各学校で伝達、研修をするという形をとるケースが多いです。

会 長

新制度のもとでいろいろな職務が多様に展開されておりましたことは、前期の審議会でも確認をさせていただきました。今の会長職務代理からのご質問は、そういったものがいじめを1つの代表として、実質を伴っているのかどうかということに関連するものか、と思いますが、新しい制度をつくって職務が増えてくると、どうしてもマニュアル化して、会議だとか、行事だとか、こういうものに管理職は出席をすることで仕事が進んでいるかのように受

け取られることもよくあるのですけれども、今のご質問に応じて、新しい制度のもとで、この新教育長としての制度趣旨に伴った活動を、やはり教育委員会みんなでやっているという認識はあるわけですね。

高橋副参事

法が変わり、対応・対策がより充実することを1つの目的としていることは理解しているところですので、今お話のあった点については、認識をしながら進めているところです。

会 長

ありがとうございます。何か前の制度とやはり違う、ここ2年ほどたって、前の制度と、新しい制度になって取り組んだおかげで、こういうことができたとか、新しい教育委員会の委員長という形ではなくて、教育長というものを置いたことによって、また、子ども教育部と兼ねて中野区の教育行政を推進したことによって、何か成果のようなものはお感じのところはございますか。

高橋副参事

いろいろな面があるかというふうに思いますが、今、お話をいただいて思い浮かぶところにつきましても、法が変わりまして総合教育会議も開かれ、区長という立場、また教育長という立場が、それぞれの立場から意見を言い、協議をするという中で、教育大綱などの策定がされました。そういった区としての一体的な考えのもとにさまざまな施策が遂行されるようになってきたというふうに、一番感じるところがあります。

会 長

ありがとうございます。これはそういう評価基準としては、個々の現場で対応していたことが、より責任者の、区全体の問題として取り上げられるようにするために、こういう責任ポストを置いたということでもありますので、今のお答えから中野区では新教育長を置いた役割が果たされているというふうにお伺いしましたけれども、それでよろしいですか。

高橋副参事

はい。

会 長

さて、お約束いただいておりましたお時間も近づいてまいりましたが、よろしいでしょうか。では、どうもご丁寧にありがとうございました。

(2) 配布資料の説明等について

会 長

前回、ご要望がございました資料等をご用意いただきましたので、本日の審議に先立ちま

して、簡単にご説明ください。

朝井参事

インデックスの1の資料が、28年度23区特別職等の給料等改定状況でございます。それぞれの区で改定があった場合は、幾らだったか、答申に基づいた内容と答申等の結果、給料月額（報酬）及び期末手当、これが実際の改定状況でございます。あわせて右側に答申等の内容を書いてございます。

続きまして、インデックスの2、こちらは特別職の給料月額の28年と29年の比較です。ゼロというところは据え置いて、それぞれ金額を改定したところは幾らかかというのを出しています。23区の行政順で並んでおります。

続きまして、インデックスの3、こちらは区議会議員の報酬、それぞれ議長、副議長、委員長、副委員長、議員で、それぞれに分けて幾らから幾らに改定されたかです。

インデックスの4は、今回、公民較差0.13、それから平均改定率0.1というふうになりましたけれども、実際にその数値を上げると、中野区の特別職、議員等が幾らから幾らに変わるかというものをお示したものでございます。また、期末手当も0.1月分増えた場合の金額として出しているものでございます。それをもとに年収ベースを一番下の表に書いてございます。なお、裏に参考として、退職金の額の変更分についても書いてございます。

それから、最後にインデックス5でございますけれども、この間ご要望がございました区議会の行政視察について、視察地と調査事項についてお示しをしています。かかった費用については28年度決算額、全てのこの6つの委員会の合計額ですけれども、257万7,270円という金額でございました。以上です。

会長

ありがとうございます。また、必要に応じて参考にしつつ、子細についてはご質問にお答えいただくことにいたしましょう。

(3) 議員報酬及び区長等の給料の適否について（審議）

会長

早速ですが、議員報酬等々の適否に関する審議を継続いたしたいと思います。前回常勤監査委員と区議会の事務局長にお出ましをいただきまして、監査委員並びに区議会議員の職務等についてヒアリングをさせていただいて、意見交換も行いました。この審議会では少し議論をさせていただいて、これまでの議論で手がかりにした数値といったようなものを確認しました。また、本日、新たにお出しいただいた数値などをにらんで、このご議論を進めさせていただきたい。その後、区長それから副区長、それと教育長、それから常勤監査委員といった特別職の給料についても、議論を進めて方向性が本日出ればと思います。そして、最終回でそれらを答申に文書化できればと思っております。これからが一番実質的な審議ということです。

まず報酬関係からご意見をまとめていきたいと思っております。資料等への質問でも構いません。

どこからでもどうぞ。

真先委員

1つ質問なのですが、今日いただいた資料1で、適用日が29年3月1日となっておりますが、これは昨年の特別区人事委員会の勧告でも、29年3月1日に遡及するというふうになっていたのですか。

朝井参事

人事委員会の勧告は職員のものなので、28年4月1日にさかのぼる形になっています。

真先委員

職員は28年4月1日だったのですね。それを特別職については29年3月1日、1カ月分だけなのですか。

事務局

ここに、適用日はあくまでも条例の適用日ということで条例上うたっているのですが、中野区の場合は、調整ということで、別に28年4月1日にさかのぼって給料の増額分が支給されています。条例の適用日はこうなのですが、附則でそれを書いてあるものですから、ここにあらわれていないのですが、28年の4月1日にさかのぼって調整をさせていただきます。

真先委員

そうしますとほかの区の適用日というのは、これはちょっとよくわかりませんね。

事務局

その区によって条例改正のやり方が違うのですね。中野区の場合は、技術的な話になってしまうのですが、28年4月1日にさかのぼって給料月額を変えていくというのではなくて、それに見合った額を3月の期末手当で調整をするというやり方をしているのです。ですから、給料表は、28年4月1日にはさかのぼっていないのですが、さかのぼったとした場合と、同等の額を支給しているという実態なのです。

会 長

今回私も長くやっていますが、ほかのところまで出していただいたというのは、これは今期の委員の先生のご要望がすごくよかったのか、他区比較でもよく見えますね。

区議会議員の報酬月額も、ほかの区は据え置いている。我々は0.2上げたけれども、据え置いているところがあるなというのも。

石川委員

半分ぐらい据え置いていますね。

会 長

それでも追いつけない。中野は相変わらず追いつけない。

石川委員

パーセンテージが低いとそんなには上がらないですからね、今回出していただいたように。

会 長

公民較差が 0.13%。かつては、公民較差のこの数値しか出てこなかったもので、これを手がかりにやっていたのですけれども、昨年あたりから給与表の平均改定率が明示されるようになりました。全行政職の平均改定率は 0.1%ですね。それから、管理職のほうはここには挙がっていませんが表はあるのですね。

事務局

管理職では部長級については、全体を通して 0.3%から 0.4%の改定率です。あと課長、統括課長という職層があるのですが、統括課長は 0.2 から 0.4 です。それから一般の課長級で、こちらも 0.2 から 0.4 です。係長級は 0.1 から 0.4 です。

会 長

全部平均すると平均改定率は 0.1 と。管理職は人数が少ないので、下のほうの人のほうが大きいので、そういう数値が出てくると。そういった状況が今年の職員給与の勧告の内容ということになります。それらの、いろいろなところを総合的に勘案して、いかがでしょうか。

前回出た、上げのほうのベクトルとしては、こういう時代なかなか上がっていないけれども、中野区の財政及び成果に応じて上げることで、民間への発信ができればというご意見もありましたし、しかし、なお民間での給与の引き上げがそれほど進んでいない現状において、あまり大きな引き上げというのは理解を得られないのではないかというような方向でのご意見もありました。下げベクトルはあまりなかったような。下げベクトルの意見はまだ聞いておりません。そのような中で、どうぞ。

鈴木委員

毎回、人事院の勧告の数字を見るとうらやましいなど。大きい企業はそんなに大差はなくても、期末手当は 4.何倍とかというので、年収の差がすごくついてしまうのです。民間のこの数字のとり方も、とり方によってすごく違ってきてしまう。ここは人数が 50 人未満と 50 人以上という形でやっているのですが、50 人未満よりももっと低い人数のところだと、こんな数字は出てこないです。ですので、この公民較差という数字というのは、数字のマジックという形で私は受け取っています。

中野区のこの財政白書を見ますと中野区民全体が、日本全体の所得は 420 万円くらいなのですね、平均。中野区はそれよりもまだ低い 300 何十万円というふうな、385 万 4,000 円かしらね、28 年度。ということで 1 人当たりの所得がすごく低い中で、年収が、やはり議員も全体的に多いなというのを感じました。

会 長

なるほど。民間の給与等をよくごらんいただいているお立場からすると、確かに手当というのと民間の企業の場合の賞与というのは、やはり業績主義ですから、これは何カ月と決まっているわけではなくて、そうすると、それに対してこういう公務員の場合には何カ月というのがもう決まってしまうと、月額が上がるとその手当がボンと上がってしまう。年収別が上がってしまうということがあると、公民較差というところは月給だけでいいのだろうかということですね。

それと中野区の区民感情ということからすると、中野区にお住まいの方々の所得というのが、まだ上がり切っていないということから、そういう点について、これは上げベクトルをあまり、抑えるほうのご意見だと思いますけれども。

いろいろなそれぞれのお立場から見方もあるかと思いますが、最終的にどういうふうに持っていくかは別といたしまして、自由にご意見をいただければと思います。

吉川委員

ちょっと数字マジックというのは、言葉は同じなのですが、観点が違うのですが、0.1とか0.13ですか。平均からいって0.1というので、区長の場合は約2,000万円だったのが、0.1だったら2万円しか変わらないのかと思ったら、これ、ボーナスもあるので、結局20万円ぐらい、合計で1%ぐらい上がっているんですね。そういう意味ではこういうのが数字のマジック的に上がるなと思いました。0.1というとはほとんど上がらないみたいですが、実際には10万円から20万円ぐらい皆さん上がっているの、不思議な感じがしました。

会 長

それは期末手当の計算までしていただいているのでね。期末手当は我々の審議するところではないにしても、それをにらみながら年収ベースでということをや頭に置いて、給与、報酬月額も考えていくということですね。

吉川委員

あと、中野区の平均所得が低いということなのですが、中野区の人口構成で若い方が多い、単身の方が多いみたいなどころはないのでしょうか。

櫛田委員

先生がおっしゃるとおりだと。具体的な数字を持っているわけではありませんけれども、人口構成が非常に若い人が多いですから、平均給与だけを比べてもそれは全体をあらわすことにはならないので、実際に低くしているということだと思います。

石川委員

区民全体というだけではなくて、東京都とか全国的規模でいっても、鈴木委員のおっしゃることはもっともだと思うのですが、ただ、まず一般職の企業との格差ということで考えると、やはりこの人事委員会勧告に出ている一定の規模の企業との比較でやるしかないのかなというところはあると思うんですね。そうすると、それが一般職の職員に対する勧

告。特別職とか議員の場合は、それとはやはりイコールではないという部分があるので、そうすると一概に全区民の平均給与が低いから、では、やはり多少格差が、上げるということになっても、据え置きとか。そこまでいかななくてもいいのかなと私は思うので、上げ幅はともかくとして、こういう勧告が出ている以上、また 23 区でいえば特に議員さんは低いので、多少なりとも上げてあげたほうがいいのではないのかなというのが、私の意見です。

会 長

鈴木委員も、先ほど私から申しあげましたように、区民感情の 1 つの指標としておっしゃっていただいたのは大変よくわかりましたね。それも勘案しながらということなので。

櫛田委員

今の石川委員と同じ意見になるかもしれませんが、議員の報酬の水準をどうするかということですが、今計算していただいた 0.1 なり 0.13 上げても、やはり 23 区のほかの区と比較して、まだ依然として 20 番台ですから、あまり抵抗感なくその幅であれば、引き上げをやってもいいのかなと。

会 長

0.1 以上を上げていくということは、どうですか。0.1 というのは今回それが指標になるだろうということは、出てきたわけです。

石川委員

0.1 と 0.13 はどちらをとるべきだという問題ではないと思うのですよね。

会 長

ないのですよね。0.1 だとしてもあまり公民較差の 0.13 というのは、前はそれしか指標がなかったけれども、最近は給与改定表の平均率が出てきてしまったので。

石川委員

去年、議員の比較だけを出してもらったのを見ると、1,000 円とかが多いのですよ。去年たしか 0.15 と 0.2 でしたか。だから、恐らく上げているのが多いのは、恐らく 0.15 のほうをとったのかなと。中野区は 0.2 をとったから、1,700 円とか 1,500 円とか 1,200 円になっている。それだけの違いですよね。

吉川委員

個人的にはほんとうは議長に一番高いのをあげたいのですが、一番高いのをやっているのだからもっと働けと、もっと成果を出してくれと。それで区民の、先ほどの、所得税が低いと言っていたけれども、それも上げるような施策をやってくれと。結果を見させてもらおうではないかという意見を言いたいのですけれども、ただ、確かにほかの区との兼ね合いもありますので。

会 長

吉川先生がおっしゃったのは、インセンティブ報酬とって、最近、そういう形で職務精励を誘発するという方針決定の世界的な流れと申しますか、民間や団体においてそういう傾向もあるので、そういう方法も選択肢としてあり得ると。

吉川委員

あとは、本当ですと中野区の運営でどのくらい成果を上げたのかというのも判断すべきなのでしょうけれども、難しいですね。このくらいやっているからこれで幾らになるのか、ちょっとそれでは判断できないので。

会 長

そうなのですね。インセンティブだと成果報酬的になるから、その成果を図る指標が必要になってくるのですね。

吉川委員

本当は前回までに聞いておけばよかったのですけれども、議員は議員のほかにも何かお仕事をずっと持っていらっしゃって、それを継続されている方というのは今、いらっしゃるのですか。それとも皆さん議員に専念をして、そういう仕事はやっていないのか。

会 長

兼業か、専業かのほかにも、専業けれども資産運用でお仕事はないけれどもこっちでやっているとか、あるいは収入の中身まではなかなか出ないけれども、最近は大分専業がふえているというようなことでしたね。

吉川委員

議員について、もう1つ具体的な質問なのですけれども、議会の出席率というのはどのくらいなのでしょう。

朝井参事

ほぼ100%です。この間もご質問に出ていましたけれども、インフルエンザで休みだったりとかいう場合もありますけれども、基本は100に近いですね。

会 長

昔は、議会傍聴などがなかったのですけれども、最近はどうやかなりきちっと議会での出席の様子や発言の回数とか、いろいろなものが外に出されるので、議員職務の実質化というのはもう進んでいるという感じですね。

吉川委員

先ほど鈴木委員からもありましたけれども、これが、ほかにも職を持っていて、いっぱい収入があるのに、さらに片手間でやっていて、しかも議会にあまり出ないでという、確か

にあげ過ぎだよなというのが出てくるのですが、そうではないというのであれば。

鈴木委員

あと1つ教えていただきたいのですが、監査委員のところで区議が2人になっていらっしゃるからおっしゃっていますよね。それは別立ての報酬が、どういうふうにもその区議が2人選ばれているのですか。順番制になっているのですか。

朝井参事

順番というわけではないですけども、やはり区長が選任をして。

鈴木委員

その人というのは、監査のときと区議会の定例会とかというのは重ならないのですか。

朝井参事

重ならないようにやっています。大体水曜日の午前中に監査委員会をやっていると、お話ありましたよね。そこには委員会は入らないように。

会 長

今回選ばれた人でもあるので、そこから何人かが行政職に対してチェックするということは、そういう仕組みで2人ほどが非常勤の監査委員に入っておられて。それは議員にプラスアルファして、議長とか委員長が別につくのと同じで、議員のほかに監査委員としてのお仕事をされているので、その分がプラスアルファされるということかと思えます。

今、こうやってきたところではこれまでの意見は、1つはいろいろな事情から据え置きということがありますけれども、0.1あるいは0.13、どちらをとるかということではありますけれども。

石川委員

最後は多数意見ですよね。鈴木委員としては、上げる必要はないという意見でしょう。

鈴木委員

この間お話を聞いたときには、仕事内容は昨年と変わっていないというのがすごい頭にあって、では、同じでいいのではないかなという。あと目黒とか豊島と比べると、人数がすごいやはり区議が多過ぎるという感じがして。別に0.1%は全然差し支えないです。

会 長

据え置き、または0.1%、0.13%というあたり。可能性としてはいろいろ出て、意見としてはその3つぐらいが、決着をつけるものとしてありますが。どうですか、ご自由に。おっしゃっていただければその方向で次回に向けてまとめたいと思いますが。数値を決めなくてはいけないものですから。

石川委員

私は先ほど申し上げたように、0.13 でいいのではないかなと思いますけれども。

吉川委員

私も 0.13 が。本当は 0.2 でもいいと、個人的には思います。

稲尾委員

私は、最初にご説明いただきました平均改定率 0.1% に対して、4 級以上 6 級以上のご説明が先ほどありましたが、要はそれを考えてもいいのかなと最初は思っていたのです。ですが、やはり 0.2 だ 0.3 とした根拠というところで、区民感情等も含めて、それはちょっとさすがに使えないかなというのがありましたので、やはりこの 0.1 か 0.13 かというところだと、私は思います。

星野委員

根拠といわれるとなかなかはっきりとちょっとわからないのですけれども、23 区の中のバランスとか、人事院勧告等も含めて、0.1 か 0.13 でよろしいかなと思います。

櫻井委員

私も一緒ですけれども、よほど区の財政が赤字でなければ、今の状態だと上げざるを得ないのかなと思います。その辺も 0.1 か 0.13 かどちらかでもいいと思っております。

会 長

月額報酬を上げていなくても、期末手当は上げているところがありますね、ほかの区では。

吉川委員

月額報酬だけ決めても、期末手当のほうで調整されたらあまり意味がないですね、本当は。

石川委員

何年前に、監査委員の給料を、据え置きとって、期末手当に言及しなかったら上がっていたということだったので、それで最初に配付していただいた資料の 3 番を見ると、参考意見として、毎年のように言及はしている。

会 長

今のお話からいきますと、平均改定率 0.1 か公民較差の 0.13 のどちらかを協議するということでありまして、それで試算していただいたのもあるわけです。

昨年は平均改定率が 0.2 だったので、そちらを採用したのですけれども、今年はそっちが 0.1 で較差のほうで 0.13 という形になって逆転している。それ以上に上げるといった意見や、先ほど鈴木委員からあったように、厳しい意見もありましたが、今の皆さんのご意見をまとめさせていただくと、議員報酬の結論においては、公民較差を解消する数値としての 0.13 という数値を採用するのが妥当であろうということになるかと思えます。

ただ、それに当たっては0.1という意見もあったのだけれども、やはりこの意見には区民感情の問題と、もう1つは他区の比較においてはまだ低いのでできれば上げたいということ、平均改定率が0.1ということがあられるけれども、ほかの管理職のほうも参考にすることもできるということも書き込んでもらった上で、0.13という数値が統合意見であったという形で、議員の報酬についてはこの審議会の意見という形にしたい。よろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

会 長

では、続きまして特別職の給与ということで、いかがでしょうか。もうこれはほぼ区長、副区長、教育長あたりは同じような背景だと。ただ、常勤監査委員に関しては、中野区は少し最初から高い状況にあります。別に区長、副区長と教育長も少しずつ変えてもいいのですが、従来それらは連動して同じように扱っていたこともありますので。区長を100としたときの副区長、教育長がどんなバランスかということについては、そんなに中野区の場合は違和感があるわけではなかったですね。そうすると、まず特別職については2つに分けて、区長、副区長、教育長の基本的な給料の改定は、そうするといかがでしょうか。

石川委員

議員さんと同じように、近づいて。

会 長

先ほどの議論でかなり吸収されていたということでもいいでしょうか。議員の方の議論をした中で、もう一緒にごらんいただいていたわけですから、それでも他区と比較した場合でも、恐らく期末手当はこちらから答申するのもスライド的に入れられるのであれば、年収ベースにおいては他区に少しでも近づいていっているということもありますので。では、こちらのほうも同様の意見を。答申では同様の意見を繰り返してもらってもいいかもしれませんが、こちらのほうについても、0.13%の給料月額を引き上げを答申するという内容にしたいと思います。

では、次に、常勤の監査委員の給与ですが、これはいかがでしょうか。これこそ新しき職務が置かれたときに、チェック機能が重要だということで、むしろインセンティブ的に最初は設定されたのです。中野区では新しい職務を地方自治法の改正とともに、こういうチェック機関を、後ろにはしっかりした人がついてもらって、しっかり仕事をしてもらってやっってもらおうということで、他区に比べると水準が高いところで金額は設定されたのですが、いざ他区と比較してみると、少し突出感があった。

石川委員

2年連続常勤監査委員には来ていただいて説明を受けて、区民の立場を踏まえて、しっかりした心構えで職務をやっていることは確かですし、また、1つこの審議会に参加してよくわかったのが、中野区の監査というのは、行政の監査というのですか、なかなか能力のある公認会計士がポツと入ったってできるものではないから、行政のOBが常任監査委員になっていると。やはりその能力の高い方が、質というよりはむしろ量だと思うのです

けれども、膨大な量の監査をこなしている。反面、考えると、こうやって法制度でやること
が決まっている以上、ほかの特別職でも一緒だと思うのですけれども、区によって多少特色
があるとは思いますが、そうは言っても共通な仕事が多いと思うし、あと責任とい
う面から言うと、この前、答えていただいたように、常勤監査委員だけが重い責任ではな
くて、各報告は全員一致で、連名で報告書も出して、回答をしているというのですか
ね。そうすると、監査は重視するという発想はよくわかるのですけれども、最初に配付
された資料 8 番の特別区監査委員の給料及び報酬の月額の一覧を見ると、常勤監査委員
は中野区の場合は高いのですけれども、非常勤の方の、これは我々の範疇ではないの
ですけれども、低いのです。その部分のバランスが悪いので、そうだとすると、や
はりさすがに下げるというのまではどうかと思うのですけれども、上げるというこ
とではなく、据え置くというのがいいのかなと、そういうふうに思います。

会 長

ありがとうございます。十分その新しい制度でのことは、頑張っていたという
ことは、ちゃんと調査したということです。引き下げはしないけれども、その意味で
据え置くという意見でしょうか。

ほかの方はいかがでしょうか。それとこの据え置き方ですけれども、まだ、ち
よっとかなり高めの意識があったので、期末手当については本来答申ではないの
だけけれども、一言、期末手当も据え置いたらどうかというのを書き込んだら、
議会上程されたのは、それも据え置かれたのですよね。

石川委員

吉川委員がマジックだとおっしゃっていたように、期末手当の部分が結構大き
いですよね、年収だと。そうするとやはり期末手当のところに触れないと、や
はり据え置くという答申を出した意味がなくなってしまうので、去年同じで
いいと思います。

会 長

1 つの案、昨年同様という案が出てきました。

稲尾委員

これまでのことにちょっと触れたいのですけれども、この資料 3 番の
ところに、22 年度からの答申内容がありますが、常勤監査委員は 23 年度、
24 年度は独自に 2.5% 下げたわけですね。26 年度以降はずっと据え置
きというような状態ではあるのですよね。他区と比較して高いという設定は
一応わかっているのですけれども、引き下げや据え置きをしてきた中での
監査委員のモチベーション的には、どうだったのかなと思ひます。かとい
って、周りが上げているので上げなければいけないという意味ではない
のです。

石川委員

モチベーションは個人の問題でもありますね。この表で言うと 26 年度に
参考意見を述べなかつたところ、常勤監査委員の期末手当が若干上がった
ので、それで 27 年度、28 年度は

期末手当についても言及して据え置きが望ましいという形が出したのですよね。稲尾委員が言われた部分のモチベーション云々というところで議論をした年もありましたね。それは23年度、24年度で2.5%下げて、これは一般職への勧告でも下がっていたから。25年度を見ていただければ、25年度もマイナスの勧告なのですよ。でも、この3年同じ人だったわけです。同じ人でそんなに下げてしまうの、という意見もあって、それで25年度は一般職への勧告がマイナスであったにもかかわらず、据え置いたと。そういう経緯があつて26年度からは勧告が上がっていたので、ほかの特別職とか議員が上がって、ほかの区も上がるだろうくらいの発想で、仕事をきちんとやっておられることはもちろん前提として、据え置きということできたという経緯です。

朝井参事

情報としては、今回、部長級が結構上がることによって、部長級の最高号俸と、監査委員の特別職とは、かなりもう近いのです。部長級は手当とかもつくので、例えば扶養があつたりとかすると、結構逆転の可能性がなきにしもあらずという。

会 長

今年の特徴としては、行政職も部長級は0.3から0.4に上がって、さらに0.1カ月分つくと、かなり上のほうはね。

石川委員

部長さんは、退職のときにまとめた退職金が出るけれども、常勤監査委員は4年でまた退職金が出るわけでしょう。たしか、去年出してもらいましたよね。

会 長

だから、常勤監査におきましては、月額据え置きということはあつても、期末手当のほうはどうするか、考える余地もある。行政職の部長級あたりが0.3から0.4が月額で上がっていて、さらに期末手当が0.1つくとかかなり上がっているという、それとの関係もここではどうするかという。今、期末手当においても据え置きすることが望ましいとの参考意見を、今年もつけるという意見が1つありました。

どうでしょうか。参考意見を今年もつけるかどうかということですね。ご自由にどうぞ。もっとも常勤監査について諮問している区が少ないから。

朝井参事

調べた限りでは、常勤監査委員について諮問している区は新宿、中野、杉並、板橋、葛飾です。

石川委員

他区との比較で業務がどうかとか、ほかの非常勤の監査委員との仕事の配分だとか、給料の格差だとか、そういうところで判断するしかないのですね。

会 長

常勤という言葉の意味と、それからもう1つは、中野区のような常勤かつ代表というのを兼ねているということは、代表の給与は決めていないですね。常勤監査委員として決めておいて、それで代表、識見常勤の範囲で代表を兼ねているという。ほかのところは代表という形で決めているところがあるのかもしれませんが。世田谷なんかは、もう代表として見ているから。世田谷は識見で代表がこの数値に入っているのですかね、常勤監査委員は、常勤で代表が書いてあるところが高いですね。だから、今回これ中野区も識見で代表のところに書いておくのも。

朝井参事

条例上、代表にしていないので。

会 長

条例上、代表にしていないのですね。識見で選んでいて、必ずしも代表と、その人が当然代表になるわけではなくて、常勤だから事実上、あとは非常勤だから代表になるということでしょうね。条例上、だから1回目の資料8番を見ていただくと、そこにあるように、中野区はルール上、その常勤で識見というその他の給料表で、事実上こっちの左の代表。代表としての意味がかなり、職務が結構あったような気がしますね。

鈴木委員

やはり区としては監査って、すごく大事な仕事なのです。監査がきちんとしていないと、やはり漏れが出たり。ですので、この間聞いたのですが、やはり大変というのはよくわかるのですが、いつも4人で動いているのかなと思ったらそうではなく、代表は毎回出るけれども、ほかの委員の方たちは順番で回るといって、当番制みたいな感じでなっていたので、常勤の方は大変なのではないかなと思いました。

会 長

では、時間も経過してきていますので、そのところをご判断いただきましたならば、ご審議の内容をつくるわけでございますが、最後のところは常勤監査委員の給与につきまして、給与月額を据え置きということでございますが、期末手当に関しても前回と同様に据え置きの付言をするか、今年は見送るかという判断であります。もし見送るといってご意見がなければ、昨年同様付言しておくということにして、それは区長、議会のご判断に委ねることになります。どうでしょうか。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

会 長

それでは、今年も昨年と同様に付言をさせていただくことにいたします。ただ、そのことによって、決して常勤監査委員の方のモチベーションが下がってしまっては困るわけですから、これは初期にそれだけの、この審議会でもその額も最初に答申したときの趣旨は、ちゃんと確かめたことを踏まえた上で、他区と比較してとって、もし付言するのであれば、

代表についても、ほかの区と同じように常勤監査役を置いた場合の代表を務めている場合についても、きちんとしたらどうかということは、他区と比較してその報酬額を設定することも、考慮したらどうかというようなことも付言してもらってもいいかもしれませんね。ほかの区はどちらかが代表を務めた場合の額が書いてありますね。それがないばかりに、うちは一緒だという考え方なのでしょうね。

(4) 答申へ向けての意見集約

会 長

それでは、本日、教育長に関しても情報を共有させていただいたということでもございましたので、その後、各議員の報酬並びに特別職の給料につきまして、ご意見をいただきました。

議員につきましては、先ほどの議論の結果 0.13 ということ、また特別職、区長、副区長、それから教育長につきましても同様の 0.13 に引き上げるということでございます。また、常勤監査委員につきましては、据え置きということでございました。なお、本審議会の諮問事項ではございませんけれども、据え置きとさせていただく場合には、期末手当に関してもそのことが望ましいということにさせていただくということにいたしたいと思えます。

こういう方向が本日確認されましたので、これをもとに次回の審議会までに、私と事務局とで答申のたたき台となります答申案をこの間に作成させていただきまして、できましたら、事前に次回最終回を予定します第 4 回の審議会の前に、委員の皆様へ答申案を送付させていただいて、事前にご意見等を準備していただければというふうに思います。

特に第 4 回の審議会、その後の区長への答申の日程も踏まえまして設定させていただきましたところ、吉川先生、それから櫻井先生、星野先生が欠席だということですので、最終回お三方の出席が得られないということになりますので、ぜひ答申案の原案に関するご意見を別途ご提出いただいて、書面においてご意見をいただくということにしたいと思えます。

以上ということで、よろしゅうございますでしょうか。

では、本日は大変内容、密度の濃い内容でございました。ありがとうございました。次回が本年度の当審議会の最終回ということになりますけれども、日程は 12 月 6 日水曜日の午後 7 時ということにさせていただきたいと存じます。年末のこともございまして、日程調整が大変難航いたしまして、ご欠席をやむなきに至った先生方には本当に申しわけございませんけれども、よろしくご意見の提出をお願いします。

ありがとうございました。